

第 76 号議案

神戸市水道条例及び神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例の件
神戸市水道条例及び神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例及び神戸市工業用水道条例の一部を改正する条例
(水道条例の一部改正)

第 1 条 神戸市水道条例(昭和 39 年 3 月条例第 46 号)の一部を次のように改正す
る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第 1 号及
び第 2 号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線
又は太線の表示部分(以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。)
については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 18 条 削除	<p><u>(料金の徴収方法)</u></p> <p>第 18 条 料金は、納入通知書により徴 収する。</p> <p>2 使用者は、料金を口座振替の方法 により納付することができる。</p> <p>3 使用者は、地方自治法(昭和 22 年法 律第 67 号)第 231 条の 2 第 6 項の規定 により指定代理納付者に料金を納付 させることができる。</p>

(工業用水道条例の一部改正)

第2条 神戸市工業用水道条例(昭和39年3月条例第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>第21条 削除</u>	<u>(料金等の徴収方法)</u> <u>第21条 料金及びメーター使用料は、</u> <u>納入通知書により徴収する。</u> <u>2 使用者は、料金及びメーター使用</u> <u>料を口座振替の方法により納入する</u> <u>ことができる。</u>

附 則

この条例は、令和4年1月4日から施行する。

理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。